

扶養者資格の再確認にご協力をお願いします。

この調査は、被扶養者の適正な認定を行うことにより保険給付及び健保組合の財政に大きな影響を与える高齢者医療制度への納付金・支援金支出の適正化を図るための重要な調査です。平成30年度は10月4日付文書にて確認のための調査表などを送付しましたのでお手数をおかけしますがご協力をよろしくお願ひします。

被扶養者の認定条件について

1. 対象者について

平成30年4月1日以前に認定した18歳以上の被扶養者及び健保組合で再確認が必要と判断した者。

2. 「健康保険 被保険者 被扶養者 調査表」について

- * 「収入の有無」欄はそれぞれ該当する方に○印を付して下さい。
- * 「職業 学校・学年」欄は勤めをしている場合は「職業」を、勤めをしていない人は「無職」、学生の場合「学校名・学年」を記入して下さい。

3. 「被扶養者収入申告書」について

- * 調査表の「収入の有無」欄に「有」と○印を付した方は記入して添付して下さい。
- * 収入の金額が確認できる書類の写しを添付して下さい。

4. 添付書類について

- * 学生の方は学生であることを証明する書類の写しを添付して下さい。
- * 同居であることが認定条件である方は住民票（謄本）の写しを添付して下さい。

5. 提出期限について

平成30年11月12日（月）

インフルエンザ予防接種の補助を行っています。

空気が乾燥してくると本格的にインフルエンザの季節がやってきます。流行期に備えるためには、10月中旬から12月上旬ぐらいまでに予防接種を受けるのが効果的です。

健保組合ではインフルエンザの発症予防を図るため、10月から翌年3月までに予防接種を受けた被保険者及び被扶養者の方を対象に一人につき千円の補助を行っています。この機会にインフルエンザ予防接種を受けましょう！詳しくは「インフルエンザ予防接種補助実施要領」をご覧ください。

平成30年度大腸がん検診の検査キットの送付について

9月に申込みいただきました平成30年度大腸がん検診について松田病院から10月9日に申込者の自宅宛て（事業所へ一括送付希望の場合は事業所宛て）に検査キットを発送しました。注意事項等がありますので説明書を読んでから、採便後、返信用封筒にて松田病院に返送して下さい。締切日は10月31日（水）となっていますので締切日までに返送をお願いします。なお、この検診は未提出の場合、検査容器代500円を自己負担していただきますのでご注意ください。

特定健診は受けましたか？ 特定健診の受診から結果通知までの流れ

特定健診はメタボリックシンドロームの進行を防いだり、生活習慣病の早期発見を目的とした健康診断です。対象者は40歳から74歳までの被扶養者の方です。特定健診の費用については全額健保組合が負担しますので毎年受けて健康状態をチェックしましょう！

- ① ご本人が「平成30年度被扶養者特定健診実施機関一覧」の中からご希望の医療機関に特定健診の申込みをします。
* 健保組合から直接、該当者の自宅へ特定健診のご案内を送付してありますので参照下さい。
- ② 医療機関で特定健診を受けます。（当日は受診券と保険証を持参して下さい。）
- ③ 医療機関から特定健診の結果が送られてきます。
- ④ 保健指導が必要と判断された方は保健指導が受けられます。